

農地農業用施設災害復旧事業
計画概要書作成標準歩掛

令和 6(2024)年度版

一般社団法人 新潟県農業土木技術協会

■ 目 次

[A] 計画概要書作成標準歩掛	1
[B] 積算例	5
[C] 災害復旧事業にかかる測量設計積算標準歩掛(令和6年度版)		
	[一般社団法人新潟県測量設計業協会]	
	「第1章 測量及び査定準備標準歩掛」及び「第3章 旅費	
	交通費及び滞在費の取扱い」を転載 6

■ 令和6(2024)年度 主な改定内容

[A] 計画概要書作成標準歩掛 改定なし

[B] 積算例 改定なし

[C] 災害復旧事業にかかる測量設計積算標準歩掛

測量及び査定準備標準歩掛の機械経费率・通信運搬费率・材料费率を

令和5年10月20日以降適用(新潟県土木部)に改定

[A] 計画概要書作成標準歩掛

1. 適用範囲

- (1) 計画概要書作成は、申請箇所が特定された箇所の測量設計から原図等修正までの範囲とする。なお、被災箇所調査と申請箇所の特定及び発注用図面等作成を行う場合は別途積算計上する。
- (2) 作業の一部受託や途中での打ち切りは、作業内容に応じてこの標準歩掛を適用する。
- (3) 市町村単独事業の場合にも適用する。
- (4) 対象基準額が 100,000 千円を超えた場合は、この標準歩掛をベースに別途協議する。

2. 対象基準額

$$\text{対象基準額} = (\text{申請額} + \text{査定額}) / 2 \quad (\text{千円未満切り捨て})$$

対象基準額が 400 千円未満の場合は 400 千円とする。

3. 測量査定準備費

3.1 適用標準歩掛

一般社団法人新潟県測量設計業協会「災害復旧事業にかかる測量設計積算標準歩掛（平成 31 年度版）の「第 1 章 測量及び査定準備標準歩掛」及び「第 3 章 旅費交通費及び滞在費の取扱い」（以下県測協歩掛という）によるものとする。

3.2 適用上の留意事項

適用上の留意事項に、より難しい場合は別途協議する。

- (1) 測量打合せは適用しない。したがって、測量打合せに係る旅費交通費は計上しない。
- (2) 現地確認の箇所数補正は、工種が農地(田)の場合は工区数/20（小数点切り上げ）とし、農地(田以外)・農業用施設の場合は工区数/3（小数点切り上げ）とする。
- (3) 地域地形は平地耕地とみなす。
- (4) 現地測量は測量した縮尺にかかわらず、積算する縮尺は 1/1000 を適用する。
- (5) 現地測量の面積が 0.1 km² 以上の場合は下記の式により面積補正を行う。

$$\text{面積補正率} = [(718.95 \times A + 28.105) / 100] / [A / 0.10]$$

A: 面積 (km²) (小数第 3 位四捨五入)

- (6) 河川水による農地土砂流入の測量調査は測量方法にかかわらず現地測量の歩掛のみとする。また、メッシュで点標高を測定する場合も現地測量に含むものとする。
- (7) 路面亀裂が主たる現地測量の作業補正率は適用しない。
- (8) 測点設置のマーキングの補正は適用しない。
- (9) 縦断測量の延長は、工区間延長の合計とする。
- (10) 工事用仮設道路調査は適用しない。
- (11) 標識杭(査定杭)は災害起終点杭・旗設置を適用する。ただし、標識杭設置の単価は旗設置がないことから起終点・旗設置測量単価の 1/2(小数点以下切り捨て)とする。

- (12) 査定用写真撮影は発注機関の指示に関わらず計画概要書に添付した全景写真・横断写真・起終点断面写真とする。また、全景写真・横断写真は起終点、各測点及び横断測線の端部にポールのみを設置して撮影し、設計図書に基づき写真上に主要な寸法（高さ、距離）を表示する方法とする。
- イ) 全景写真は表 1.7.3.1 査定用全景写真撮影とする。なお、机上査定を予定している箇所の全景写真には、写真上に主要な寸法を表示するとともにスケール(引き出し線に目盛を表すことでも可)を添付する。また、正面からの撮影ができず、写真から主要な寸法が明確に読み取れない場合は、リボンテープ等を設置し撮影する従来の方法とする。その場合は表 1.7.3.3 査定用写真撮影の歩掛を準用する。
- ロ) 横断写真は表 1.7.3.2 査定用横断写真撮影とする。
- ハ) 起終点断面写真は表 1.7.3.3 査定用写真撮影とする。なお、起終点断面写真は従来の方法で現況断面及び前後状況がわかるように撮影する。
- (13) 河川水による農地土砂流入の査定用写真撮影(全景写真・堆積深写真等)は被災現況写真撮影の歩掛を適用する。
- (14) 説明写真撮影は被災現況写真撮影の歩掛を適用し、発注機関の指示に関わらず計画概要書に添付した写真とし、目的が同じ写真の場合は1枚として計上する。また、継ぎ写真も1枚とする。
- (15) 1申請箇所ごとに算出することから、諸経費率は75%とする。ただし、直接測量費が3,000千円以上の場合は県測協歩掛の諸経費率を使用する。

3.3 測量査定準備費

$$\text{測量査定準備費} = \text{直接測量費} \times (1 + \text{諸経費率}) \quad (\text{千円未満切り捨て})$$

4. 査定設計費

$$\text{査定設計費} = \Sigma \text{業務額} \times \text{工区数補正率} + \text{設計計算等額} \quad (\text{千円未満切り捨て})$$

$$\text{業務額} = \text{基準額} \times \text{業務実施率} \times (1 + \Sigma \text{作業区分変化率}) \quad (\text{業務単位で積算})$$

4.1 基準額

$$\text{基準額} = A \times \text{対象基準額} + B$$

対象基準額	A	B
400千円～10,000千円	0.03	80,000
10,000千円～100,000千円	0.02	180,000

4.2 業務実施率

業務名	業務内容	業務実施率
設 計	打合せ・現地調査・設計	1.00
積 算	積算	0.22
査 定	査定・査定野帳・朱書き・原図等修正	0.13

4.3 作業区分変化率

業務名	項目	内容	変化率	
設計	設計方式	一般方式	0.00	
		標準断面方式 総合単価積算方式(図面作成等が簡素化される)	-0.20	
	工種	[農地] 畦畔復旧等で構造物設計が必要な復旧		0.00
		[農地] 田復旧や畦畔復旧等で土工設計が主となる復旧	対象基準額が 400 千円～10,000 千円 変化率 = $(40 - 0.004 \times \text{対象基準額} / 1000) / (\text{基準額} / 1000)$ (小数第 3 位四捨五入)	+0.42 ～ 0.00
			対象基準額が 10,000 千円～100,000 千円	0.00
		[農業用施設]		0.00
積算	積算方式	積上積算	0.00	
		総合単価積算	-0.30	
査定	査定対応	査定立会	0.00	
		査定説明	+0.30	
	査定方法	実地査定	0.00	
		机上査定	-0.20	
	査定野帳	査定野帳を作成しない	0.00	
		査定野帳を作成する	+0.20	
	朱書き	朱書きがない	0.00	
		朱書きがある	+0.30	
	原図等修正 (注 1)	原図等修正がない	0.00	
		原図等修正がある	+0.30	

注 1: 原図等修正は朱書きを原図等に修正する場合であり、発注用の図面等修正は適用外である。

4.4 工区数補正率

工種区分	工区数(N)	工区数補正率
農地(田)	工区数: 1 申請箇所内の田枚数	20 枚以内 $N \times 0.02 + 0.98$
		20 枚超 $N \times 0.01 + 1.38$
農地(田以外) 農業用施設	工区数: 1 申請箇所内で離れている工区数	$N \times 0.1 + 0.9$

4.5 設計計算等額

- (1) 設計業務の基準額に含まれている簡易な設計説明書・設計計算書(選定表利用等)以外を行う場合に設計計算等額を計上する。
- (2) 設計計算等額は別途協議し積算計上する。

5. 受託費

受託費＝測量査定準備費＋査定設計費

- ・受託費は対象基準額の 50%(千円未満切り捨て)を限度額とする。ただし、これにより難しい場合は別途協議する。
- ・受託費は 1 申請箇所ごとに算定する。
- ・消費税は別途計上する。

[B] 積算例

- 申請額 1,890,000 円 ■ 査定額 1,561,000 円
- 工種、工種区分及び工区数 田 農地(田) 3 枚
- 測量査定準備 積上積算直接測量費 240,120 円
- 設計変化率 設計方式:総合単価積算方式 工種:[農地]土工設計が主となる復旧
- 積算変化率 積算方式:総合単価積算
- 査定変化率 査定対応:査定説明 査定方式:実地査定 査定野帳:作成しない
朱書き:ある 原図等修正:ある
- 設計計算等額 対象業務がない

1. 対象基準額 = $(1,890,000 + 1,561,000) / 2 = 1,725,500 = 1,725,000$ 円 (千円未満切り捨て)
2. 測量査定準備費
 - (1) 直接測量費 積上積算直接測量費 240,120 円
 - (2) 測量査定準備費
測量査定準備費 = $240,120 \times (1 + 75/100) = 420,210 = \underline{420,000}$ 円 (千円未満切り捨て)
3. 査定設計費
 - (1) 対象基準額の範囲 400 千円 ~ 10,000 千円
 - (2) 基準額
基準額 = $0.03 \times 1,725,000 + 80,000 = 131,750$ 円
 - (3) 設計額
業務実施率 1.00
設計方式による変化率 総合単価積算方式 -0.20
工種による変化率 農地:土工設計が主となる復旧
変化率 = $(40 - 0.004 \times 1,725,000/1000) / (131,750/1000) = 0.251 = +0.25$
設計額 = $131,750 \text{ 円} \times 1.00 \times (1 - 0.20 + 0.25) = \underline{138,337}$ 円
 - (4) 積算額
業務実施率 0.22
積算方式による変化率 総合単価積算 -0.30
積算額 = $131,750 \text{ 円} \times 0.22 \times (1 - 0.30) = \underline{20,289}$ 円
 - (5) 査定額
業務実施率 0.13
査定対応による変化率 査定説明 +0.30
朱書きによる変化率 朱書きがある +0.30
原図等修正による変化率 原図等修正がある +0.30
査定額 = $131,750 \text{ 円} \times 0.13 \times (1 + 0.30 + 0.30 + 0.30) = \underline{32,542}$ 円
 - (6) 査定設計費
工区数 農地(田) 3 枚 工区数補正率 = $3 \times 0.02 + 0.98 = 1.04$
査定設計費 = $(138,337 + 20,289 + 32,542) \times 1.04 = 198,814 = \underline{198,000}$ 円
(千円未満切り捨て)
4. 受託費
受託費 = 測量査定準備費 + 査定設計費 = $420,000 + 198,000 = \underline{618,000}$ 円
受託費は、対象基準額 $\times 50\% = 1,725,000 \times 50/100 = 862,500 = 862,000$ 円以内である
(千円未満切り捨て)

[C] 災害復旧事業にかかる測量設計積算標準歩掛(令和6年度版)

[一般社団法人新潟県測量設計業協会]

「第1章測量及び査定準備標準歩掛」及び「第3章 旅費交通費及び滞在費の取扱い」を転載

第1章測量及び査定準備標準歩掛

1. 1 測量打合せ

- ① 協会調査の歩掛とし、打合せ回数で計上する。
- ② 1申請箇所でも2回(着手時・納品時)を原則とする。打合せ回数が特別の理由でこれを上回る場合は発注機関と協議のうえ計上する。

表 1.1 測量打合せ 1回当たり

作業区分	人件費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
打合せ		0.30								
計		0.30								

1. 2 現地確認

- ① 協会調査の歩掛とし、1申請箇所ごとに箇所数で計上する。
- ② 1申請箇所に複数の工区がある場合は箇所数の補正を行い下記とする。

$$\text{箇所数} = \text{工区数} / 3 \quad (\text{小数点切り上げ})$$

表 1.2 現地確認 1箇所当たり

作業区分	人件費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
現地確認		0.10	0.10							
計		0.10	0.10			3.0%		5.0%		

1. 3 基準点測量

発注機関と協議のうえ基準点を設置するときは計上する。

1. 4 平面測量

現地測量と既存図面の併用で平面図を作成する時は、それぞれの部分を下記により計上する。

1.4.1 現地測量による平面図作成

- ① 現地測量の歩掛を適用し、測量面積(m²)で計上する。
- ② 現地測量費=測量面積×m²単価(小数第2位切り捨て)
×面積補正率×作業補正率×(1+地域地形縮尺変化率)
- ③ 測量面積は1申請箇所の工区別面積の合計とする。
- ④ 測量面積(A)による補正は下記とする。
 - i) A=5000 m²未満 面積補正率=(0.5×A+2500)/A (小数第3位四捨五入)
 - ii) A=5000 m²以上 面積補正率=1.00
- ⑤ 路面亀裂が主たる現地測量の場合は作業補正率を50%とする。
- ⑥ 地域、地形、縮尺の補正は現地測量の変化率を適用し下記とする。また、地域、地形が混在する場合の変化率は、各区分の作業量を用いた加重平均値を小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。

地域地形縮尺変化率

縮尺	1/200				1/250				
	地域/地形	平地	丘陵地	低山地	高山地	平地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地	+1.2				+1.2				
市街地甲	+1.1				+1.0				
市街地乙	+0.9	+1.4			+0.8	+1.3			
都市近郊	+0.5	+0.8			+0.4	+0.7			
耕地	+0.2	+0.3			+0.1	+0.3	+0.9		
原野		+0.5	+1.3	+1.6		+0.4	+1.2	+1.5	
森林		+0.7	+1.9	+2.2		+0.6	+1.8	+2.1	
縮尺	1/500				1/1,000				
地域/地形	平地	丘陵地	低山地	高山地	平地	丘陵地	低山地	高山地	
大市街地	+0.8				+0.7				
市街地甲	+0.7				+0.5				
市街地乙	+0.5	+0.8			+0.4	+0.7			
都市近郊	+0.2	+0.5			0.0	+0.3			
耕地	0.0	+0.2	+0.5		-0.1	0.0	+0.2		
原野	+0.1	+0.3	+0.7	+1.0		+0.1	+0.4	+0.7	
森林		+0.4	+1.4	+1.7		+0.3	+0.7	+1.0	

表 1.4.1 現地測量 S=1/500

0.1k m²当たり

耕地：平地

作業区分	人 件 費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
作業計画	0.30	0.20	0.20			6.5%	0.5%	2.0%	5.0%	
細部測量(外)		6.10	9.40	8.20						
細部測量(内)			3.10							
数値編集		1.50	3.50							
数値地形図データ ファイルの作成		1.40	1.20							
計	0.30	9.20	17.40	8.20						

1.4.2 既存図面利用平面図作成

- ① 協会調査の歩掛とし、平面図作成後において既存図面を利用する範囲を A4 規格の枚数として計上する。
- ② 既存図面内を実測で補正(路面亀裂も含む)する場合は、その面積を現地測量で計上する。

表 1.4.2 既存図面利用平面図作成(A4 規格)

1 枚当たり

作業区分	人 件 費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
平面図作成			0.10	0.10		4.5%		2.0%		
計			0.10	0.10						

1. 5 路線測量

(1) 地形、交通量の補正は路線測量の変化率を適用し下記とする。また、1申請箇所での変化率は原則として同一とする。ただし、測量延長が長く地形が混在する場合の変化率は、各区分の作業量を用いた加重平均値を小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。なお、曲線数、測量幅、測点間隔は該当しない。

標準歩掛は地形：耕地平地、交通量：0～1,000台以上/12時間である。

① 変化率適用表

工程区分/種類	地形	交通量
現地踏査	○	○
伐採	○	○
線形決定	○	
測点設置	○	○
縦断測量	○	○
横断測量	○	○

② 地形による変化率

地域/地形	平地	丘陵地	低山地	高山地
大市街地	+1.0			
市街地甲	+0.4			
市街地乙	+0.3	+0.5		
都市近郊	+0.2	+0.3		
耕地	0.0	+0.1	+0.2	
原野	+0.2	+0.3	+0.4	+0.5
森林	+0.3	+0.4	+0.6	+0.7

③ 交通量による変化率

現地条件		補正值	備考
交通量	3,000台以上/12時間	+0.2	かなり影響を受ける
	1,000～3,000台未満/12時間	+0.1	ある程度影響を受ける
	0～1,000台未満/12時間	0.0	影響を受けない

(2) 測量延長(L)による補正は下記とする。

i) L=0.05 km未満 延長補正率=2.0-20×L (小数第3位四捨五入)

ii) L=0.05 km以上 延長補正率=1.0

適用工程区分 現地踏査・伐採・線形決定・縦断測量

1.5.1 現地踏査

- ① 路線測量の現地踏査の歩掛を適用し、測量延長(km)で計上する。
- ② 測量延長による補正を行う。

表 1.5.1 現地踏査 1km当たり

作業区分	人 件 費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
現地踏査		1.60	1.40			2.0%		7.5%		
計		1.60	1.40							

1.5.2 伐 採

- ① 路線測量の伐採の歩掛を適用し、伐採を必要とする測量延長(km)で計上する。
- ② 測量延長による補正を行う。

表 1.5.2 伐 採 1km当たり

作業区分	人 件 費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
伐 採			2.30	3.00	4.70	1.0%		2.0%		
計			2.30	3.00	4.70					

1.5.3 線形決定

- ① 路線測量の線形決定の歩掛を適用し、復旧線形を検討する延長(km)で計上する。
- ② 測量延長による補正を行う。
- ③ 復旧線形を図面上で検討し、線形計算を行い決定する場合に適用する。

表 1.5.3 線形決定 1km当たり

作業区分	人 件 費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
IP 図上決定	0.40	0.70	0.30			1.0%		2.0%	10.0%	
計 算		0.70	0.50							
線形図作成		0.60	0.60							
点検整理		0.60	0.70							
計	0.40	2.60	2.10							

1.5.4 測点設置

- ① 災害の場合は+杭が多いことから、測点の設置本数で計上する。
- ② 路線測量の中心線測量（測定設置、線形地形図作成、点検整理）の歩掛を標準本数の65本で除して、1本当りの単価とする。
- ③ マーキングの場合は1本当たりの単価の70%を計上する。

表 1.5.4 測点設置 65本当たり（中心線測量1.0km当たり）

作業区分	人件費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
測定設置		2.50	2.80	2.20		4.0%		6.0%	10.0%	
線形地形図作成		0.50	0.60							
点検整理		0.70	0.60							
計		3.70	4.00	2.20						

1.5.5 縦断測量

- ① 路線測量の縦断測量の歩掛を適用し、中心線測量延長と起終点前後の観測図化延長の合計延長(km)で計上する。
- ② 測量延長による補正を行う。
- ③ 仮BM設置も含む。

表 1.5.5 縦断測量 1km当たり

作業区分	人件費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
観 測		1.60	1.80	1.40		2.5%		3.0%	10.0%	
縦断面図作成		0.70	0.60	0.50						
点検整理		0.60	0.50							
計		2.90	2.90	1.90						

1.5.6 横断測量

- ① 災害の場合は+杭が多いことから、横断測量を行う本数で計上する。
- ② 路線測量の横断測量の歩掛を適用し、歩掛は標準本数の56本で除して、1本当りの単価とする。
- ③ 測量幅の補正は下記とする。

測量幅	変化率	備考
20m未満	-0.2	
20m以上45m未満	-0.1	
45m以上75m未満	0.0	
75m以上20m増加ごとに	+0.1加算	

- ④ 深淺測量を伴う場合は別途計上する。

表 1.5.6 横断測量 56本当たり(横断測量1.0km当たり) 測量幅 45m以上75m未満

作業区分	人件費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
観 測		6.40	7.20	5.30		2.5%		3.0%	10.0%	
横断面図作成		2.20	2.30	1.50						
点検整理		1.70	1.10							
計		10.30	10.60	6.80						

1. 6 工事中仮設道路調査

- ① 協会調査の歩掛とし、調査箇所数で計上する。
- ② 工事中仮設道路調査の現況幅員等の写真撮影はこの歩掛に含む。

表 1.6 工事中仮設道路調査 1箇所当たり

作業区分	人件費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
調 査			0.10	0.20		1.0%		1.0%		
計			0.10	0.20						

1. 7 査定準備

1. 7. 1 災害起終点杭・旗設置

協会調査の歩掛とし、設置本数で計上する。

災害起終点杭・旗設置写真撮影はこの歩掛に含む。

表 1. 7. 1 災害起終点杭・旗設置 10 本当たり

作業区分	人 件 費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
設 置			0.90	1.10						
計			0.90	1.10		1.0%		9.0%		

1. 7. 2 査定用伐採

- ① 本歩掛は、路線測量の伐採歩掛における人工編成を見直して適用し、伐採面積(m²)で計上する。
- ② 標準歩掛(1km 当り)を 1.0km×2m=2000 m²として、面積 1 m²当りの歩掛とする。
- ③ これにより難しい場合は、発注機関と協議すること。

表 1. 7. 2 査定用伐採 2000 m²当たり (路線測量伐採 1.0km 当たり)

作業区分	人 件 費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
伐 採				3.00	7.00					
計				3.00	7.00	1.0%		2.0%		

1. 7. 3 査定用写真撮影

- ① 本歩掛の適用範囲は、全景写真・起終点写真(断面)・横断写真及び復旧計画断面写真・復旧計画範囲写真とする。
- ② 発注機関より指示された査定用写真は、査定時利用に関わらず計上する。
- ③ 撮影延長の補正は下記とする。

撮影延長	延長補正率	備 考
10m 未満	50%	
10m 以上 20m 未満	70%	
20m 以上 30m 未満	100%	
30m 以上 50m 未満	120%	
50m 以上 50m 増加ごとに	20%加算	

※撮影延長の定義については、各歩掛を参照すること。

表 1.7.3.1 査定用全景写真撮影

- ① 本歩掛の適用範囲は、査定用全景写真撮影とし、写真に工区延長と杭間距離表示及びスケールを明示したものとする。
- ② 撮影延長は、工区毎の工区延長とする。
- ③ 本歩掛には、起終点拡大写真撮影も含むため、別途計上しない。
- ④ 上流及び下流からの査定用全景写真撮影は、被災現況写真撮影の歩掛を適用する。

1 工区当たり 撮影延長 20m 以上 30m 未満

作業区分	人 件 費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
写真撮影整理			0.13	0.43	0.26					
計			0.13	0.43	0.26	1.0%		3.0%		

表 1.7.3.2 査定用横断写真撮影

- ① 本歩掛の適用範囲は、測量ポール、測量端部及び水際杭の見出し等を設置し、測点番号、寸法表示したものとする。
- ② 撮影延長は、被災断面の断面幅とする。
- ③ 継ぎ写真は、1 枚として計上する。
- ④ 本歩掛には、撮影延長内の拡大写真撮影も含むため、別途計上しない。
- ⑤ 補完手段を行った場合は別途計上する。

1 枚当たり 撮影延長 20m 以上 30m 未満

作業区分	人 件 費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
写真撮影整理			0.08	0.28	0.08					
計			0.08	0.28	0.08	1.0%		3.0%		

表 1.7.3.3 査定用写真撮影(起終点写真(断面)・復旧計画断面写真及び復旧計画範囲写真撮影)

- ① 本歩掛の適用範囲は、起終点にポール・リボンテープ等を設置し、撮影(断面)する写真及び査定用写真に計画と寸法、又は計画範囲とその寸法を明示したものとする。
- ② 起終点写真(断面)の撮影延長は、対象断面幅とする。
- ③ 復旧計画断面写真の撮影延長は、計画断面幅とする。
- ④ 復旧計画範囲写真の撮影延長は、計画延長とする。
- ⑤ 継ぎ写真は、1 枚として計上する。
- ⑥ 本歩掛には、撮影延長内の拡大写真撮影も含むため、別途計上しない。
- ⑦ 査定用写真であっても、計画とその寸法及び計画範囲とその寸法を明示しない写真は、被災現況写真撮影の歩掛を適用する。

1枚当たり

撮影延長 20m以上30m未満

作業区分	人件費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
写真撮影整理			0.30	0.50	0.30	1.0%		3.0%		
計			0.30	0.50	0.30					

1.7.4 被災現況写真撮影

- ① 本歩掛の適用範囲は、1.7.3 査定用写真以外の写真撮影を対象とし、成果物に添付する写真枚数で計上する。
- ② 継ぎ写真は継ぎ前の写真枚数を計上する。
- ③ 本歩掛には、拡大写真撮影も含むため、別途計上しない。
- ④ 発注機関より指示された被災現況写真は、査定時利用に関わらず計上する。

表 1.7.4 被災現況写真撮影 10枚当たり

作業区分	人件費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
写真撮影整理			0.40	0.50		1.0%		3.0%		
計			0.40	0.50						

1.7.5 査定用丁張設置

- ① 協会調査の歩掛とし、断面数で計上する。
- ② 査定用丁張設置写真撮影はこの歩掛に含む。
- ③ 幅延長の補正は下記とする。

幅延長	幅補正率	備 考
20m 未満	70%	
20m 以上 30m 未満	100%	
30m 以上 50m 未満	150%	
50m 以上 20m 増加ごとに	50%加算	

表 1.7.5 査定用丁張設置 1断面当たり 幅 20m以上30m未満

作業区分	人件費					機 械 経費率	通信運 搬費率	材 料 費 率	精度管 理費率	摘 要
	主任技師	技 師	技 師 補	助 手	測量補助員					
設 置			0.50		1.00	3.5%		40.0%		
計			0.50		1.00					

1. 8 諸経費

測量作業費に係る諸経費は契約単位の直接測量費計を対象にした測量諸経費率を当該直接測量費に乗じて得た額とする。(設計業務等標準積算基準書による)

(1) 諸経費率

契約単位の 直接測量費計	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下	
適用区分等	下記の率とする	(2)の算出式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。	
		A	b
率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107

(2) 算出式

$$z = A \times X^b$$

z : 諸経費率 (%)

X : 直接測量費 (円)

A、b : 変数値

(注) 諸経費率の値は、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下 1 位止めとする。

第3章 旅費交通費及び滞在費の取扱い

協会からの応援要請により出動した場合で、次の要件を満たす時は、被災地域の当該連絡担当者が発注機関と協議のうえ、応援会社（事業所）に旅費交通費及び滞在費を計上することができる。

1. 対象となる応援会社（事業所）は災害応援協定に基づく応援班連絡体制一覧表に記載された会社、支店、営業所であり、支店、営業所の場合は契約権限を有する事業所であること。
2. 応援会社（事業所）が所在する市役所等（新潟市は区役所）から被災地域の市役所等までの片道距離が概ね60 kmを超える場合は、旅費交通費及び滞在費を計上することができる。
3. 片道距離が概ね30 km～60 km圏内で被災地域の管外からの応援会社（事業所）で高速道路を使用する場合には高速道路料金のみ計上することができる。
4. 旅費交通費及び滞在費の積算を行う場合には、協会指定の「災害積算システム」を使用する。

なお、旅費交通費及び滞在費の算定にあたっては、以下の扱いによることとする。

3. 1 直接経費の扱い

旅費交通費および滞在費については、以下の計算により算出することとし、諸経費の対象とする。また、滞在費を計上する場合には、証明書（領収書等）を提出する。

なお、日当及び宿泊費については、測量技師補（職種C）として算定する。

3. 2 旅費交通費（直接往復費）及び滞在費の算定

3.2.1 通勤により業務を行う場合

旅費交通費は、連絡車（ライトバン）運転として積算し、高速道路料金が必要な場合は別途計上する。なお、片道距離については、当該会社が所在する市役所等から当該地域の市役所等までの距離とする。

また、日当については2分の1日当とする。ただし、片道距離が100 kmを越える、または、片道所要時間2時間を超える場合は通常の日当とする。

編成人員について1パーティ、3人を基本とするが、これによりがたい場合は発注機関と協議のうえ計上する。

$$\text{旅費交通費} = \text{連絡車（ライトバン）運転費}^{\text{注1}} + 2\text{分の1日当（又は通常の日当）} \\ \times \text{延人}^{\text{注2}} + \text{高速道路料金}^{\text{注3}}$$

3.2.2 滞在して業務を行う場合

直接往復費（往路及び復路の費用）は上記3.2.1に準じ、算定は以下のとおりとする。
日当については2分の1日当とする。

目的地に到着した日は宿泊料とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費とする。

編成人員について1パーティ、3人を基本とするが、これによりがたい場合は発注機関と協議のうえ計上する。

$$\text{直接往復費} = \text{連絡車（ライトバン）運転費}^{\text{注4}} + 2\text{分の1日当} \times \text{人員}^{\text{注5}} \times 2 \\ + \text{高速道路料金}^{\text{注6}}$$

$$\text{滞在日数} = \text{延人数}^{\text{注2}} / \text{人員}^{\text{注5}} \quad (\text{小数点以下切捨て整数})$$

$$\text{宿泊日数} = \text{延人数}^{\text{注2}} / \text{人員}^{\text{注5}} - 1 \quad (\text{小数点以下切捨て整数})$$

● 宿泊日数が30日未満の場合

$$\text{滞在費} = \text{宿泊料} \times \text{人員}^{\text{注5}} + \text{滞在日額旅費(30日未満)} \times ((\text{宿泊日数} - 1) \\ \times \text{人員}^{\text{注5}} + (\text{延人数}^{\text{注2}} - \text{滞在日数} \times \text{人員}^{\text{注5}}))$$

● 宿泊日数が30日以上60日未満の場合

$$\text{滞在費} = \text{宿泊料} \times \text{人員}^{\text{注5}} + \text{滞在日額旅費(30日未満)} \times 2.9 \times \text{人員}^{\text{注5}} \\ + \text{滞在日額旅費(30以上60未満)} \times ((\text{宿泊日数} - 30) \\ \times \text{人員}^{\text{注5}} + (\text{延人数}^{\text{注2}} - \text{滞在日数} \times \text{人員}^{\text{注5}}))$$

● 宿泊日数が60日以上の場合

$$\text{滞在費} = \text{宿泊料} \times \text{人員}^{\text{注5}} + \text{滞在日額旅費(30日未満)} \times 2.9 \times \text{人員}^{\text{注5}} \\ + \text{滞在日額旅費(30以上60未満)} \times 3.0 \times \text{人員}^{\text{注5}} + \text{滞在日額旅費} \\ (\text{60日以上}) \times ((\text{宿泊日数} - 60) \times \text{人員}^{\text{注5}} + (\text{延人数}^{\text{注2}} - \text{滞在} \\ \text{日数} \times \text{人員}^{\text{注5}}))$$

注1) 連絡車（ライトバン）運転日数 = 延人数 / 3【人/パーティ】（整数切上げ）

連絡車（ライトバン）運転費（通勤による場合） = 標準歩掛 × 連絡車（ライトバン）運転日数

注2) 延人数 = 災害復旧事業にかかる測量設計積算標準歩掛の外業延人数

外業・内業の区別については、積算基準（2調査関係）の標準歩掛を参照すること

注3) 高速道路料金（通勤による場合） = 高速料金【往復分】 × 連絡車（ライトバン）運転日数

注4) 連絡車（ライトバン）運転費（滞在による場合） = 標準歩掛 × 2【往復】

注5) 人員 = 3【人/パーティ】

注6) 高速道路料金（滞在による場合） = 高速料金【往復分】

注7) 連絡車（ライトバン）運転日数については、整数に切り上げるものとする。なお、延人数の計算過程である外業作業の数量は、小数点第3位四捨五入し、小数点第2位として計算する。また、職種別外業人数計は整数切上げとする。

例) 外業測量技師計（整数切上げ）＋外業測量技師補（整数切上げ）＝延人数

滞在日数、宿泊日数については、小数点以下切捨て整数とする。

注8) 通常の日当とは、2分の1日当を2倍とした単価のことである。

注9) 佐渡より本土（又は本土より佐渡）への応援要請の場合には、片道距離に拘わらず旅費交通費及び滞在費は上記のとおり計上する。

注10) 打合せについては、1人日／回として連絡車（ライトバン）運転費、日当及び高速道路料金を別途算出することとし、算定方法は上記3.2.1に準ずるものとする。

なお、費用は2往復分（着手時・納品時）を原則とする。（参考資料【災害時の応援業務に関する協定に基づく測量設計業務委託における旅費交通費計算例】参照）また、1申請箇所が測量と簡易設計を併せた発注の場合には「打合せ」にかかる費用は4往復分を原則とし、数申請箇所を同日に「打合せ」を行った場合には、旅費交通費の費用は1申請箇所に計上し、同日に行ったその他の申請箇所には旅費交通費の費用は計上しない。

一般社団法人 新潟県農業土木技術協会

〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通1丁目7番10号
新潟セントラルビル4階

TEL 025-242-3030 FAX 025-242-3031

E-mail n_ndgk@ybb.ne.jp

URL <http://niigata-noudokyo.or.jp/>

新潟県農業土木技術協会

検索

